

第三十号様式別表四(用紙日本産業規格A4)(第十四条関係)
種類別明細書 その4 総合償却資産(前年中に増減したもの)

(1) 課税標準の特例の適用のないもの

所在 市町村	資 産 区 分						前年前に取得したもの					前年中に取得したもの				価 額 (ホ)+(チ)	備 考	※ 決 定 価 格	※ 課 税 標 準 額	※ 摘 要
	種類	構造 または用途	細目	数量	耐用 年数	取得 の年次	前年 度の 価額 (イ) 円	前年中に 減少した 資産の前 年度の価 額 (ロ) 円	(イ)－ (ロ) (ハ) 円	減価残存率 (1－減価率) (ニ) 円	(ハ)× (ニ) (ホ) 円	取得 価額 (ヘ) 円	減価残存率 $\left[1-\frac{\text{減価率}}{2}\right]$ (ト) 円	(ヘ)× (ト) (チ) 円						
					年															
合計																				

(2) 課税標準の特例の適用のあるもの

[illegible]

第30号様式(別表を含む。)記載要領

- 1 ※印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 固定資産申告書の「資産の種類」の欄および種類別明細書の「種類」の欄には、土地、家屋および償却資産の区分にしたがって記載すること。
- 4 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和28年総理府令第91号)本則の表の下欄において「所在する市町村に配分する」とされている場合にあつては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあつては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が所在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。
- 5 上記以外の記載事項については、第26号様式(別表を含む。)記載要領に準じて記載すること。

備考 この様式(種類別明細書を含む。)は、事業の種目に応じ適宜補正することができるものであること。